



患者様へ

院外処方のお知らせ

令和5年10月1日より、院内処方から
院外処方 へ移行します

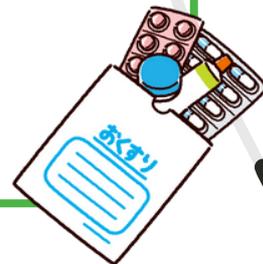
当院にて

お会計時【院外処方箋】をお渡しします
※お会計にお薬代は含まれません



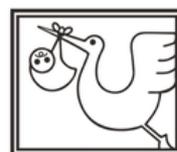
院外の保険薬局にて

ご希望の保険薬局に【院外処方箋】を提出し、薬を受け取ります
※お薬代の支払いがあります



ご不便をおかけいたしますが、何卒宜しく
お願い致します。

村尾産婦人科クリニック 院長



当院は厚生労働省が進める医薬分業の方針に伴い、令和5年10月1日より「院外処方」へ移行します。

「かかりつけ薬局」を継続的にご利用いただくことにより、次のような利点があります。

院外処方のメリット

- お薬の調剤による待ち時間が短くなります。
- 院外処方箋は発行より4日間の有効期限がありますので、都合の良い時にお薬を受け取ることができます。
- お薬の名前、効能、効果など納得がいくまで**薬剤師に説明や相談**を受けられます。
- かかりつけの調剤薬局では、複数の医療機関を受診された場合でも、服用している薬をすべて記録し、お薬の「飲み合わせ」や「副作用」を調べて薬害を未然に防ぎます。

患者様にはご不便なこともあるかと思いますが、医薬分業の主旨をご理解の上、より良い医療の向上のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

